

裁判長  
認印



| 調 書 (決定)                               |                                                     |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 事 件 の 表 示                              | 平成 2 1 年 (行ヒ) 第 2 6 7 号                             |
| 決 定 日                                  | 平成 2 1 年 9 月 1 1 日                                  |
| 裁 判 所                                  | 最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷                                 |
| 裁 判 長 裁 判 官<br>裁 判 官<br>裁 判 官<br>裁 判 官 | 竹 内 行 夫<br>今 井 功<br>中 川 了 滋<br>古 田 佑 紀              |
| 当 事 者 等                                | 別紙当事者目録記載のとおり                                       |
| 原 判 決 の 表 示                            | 大阪高等裁判所平成 2 0 年 (行コ) 第 2 8 号 (平成 2 1 年 4 月 1 6 日判決) |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 岩 井

正 (印)

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 岩 井

